

令和8年（フ）第397号

兵庫県西宮市東町1丁目11番15号 シーサイドハウス東町101号、前住所兵庫県西宮市松原町7番16号 フラットオーク101号
破産者 森本 孝

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第220号

徳島県徳島市南末広町4番32―304号、旧住所徳島県徳島市上八万町西山1352番地
破産者 濱野 三治

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第174号

香川県高松市亀水町1421番地8
破産者 中出 祥子

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第181号

香川県さぬき市志度2915番地
破産者 岡村 耕作

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第185号

高知県高岡郡日高村岩目地480番地
破産者 北添友一郎

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第19号

宮崎市大字本郷北方2154番地10
破産者 河野 裕城

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第174号

宮崎市大島町平原966番地1 ジェネシス大島A棟101号
破産者 今村 真梧

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和8年（フ）第265号

千葉市若葉区小倉町877番地10 グランリール1 101号
破産者 時田 純也

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第91号

群馬県太田市藤阿久町246番地
破産者 株式会社コーリン

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

令和7年（フ）第956号

埼玉県ふじみ野市大井649番地
破産者 有限会社アタック産業

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第462号

新潟市西区内野町496番地
破産者 株式会社丸共鮮魚

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和5年（フ）第12号

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8660番地
破産者 有限会社エム・ケー・エム

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

令和7年（フ）第47号

岐阜県下呂市金山町中津原796番地の1
破産者 株式会社さかえや商店

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第84号

静岡県富士市中島484番地の3
破産者 三国機工株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年（フ）第103号

静岡県富士宮市宮原302番地の3
破産者 株式会社メグ電工

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年（フ）第2029号

東京都町田市山崎町2130番地山崎団地5―6―205
破産者 森原 哲也

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第863号

東京都府中市清水が丘1丁目5番地の29 Y S
ハイツ102
破産者 貝塚 義宏

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第805号

京都市北区紫野上門前町23番地
破産者 株式会社京西陣古川

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第5民事部破産係

免責許可決定

令和8年（フ）第83号

高知市小石木町198番地11 グランドパレス103
破産者 辻 隆行

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第949号

千葉市中央区星久喜町1210番 市営住宅第1団地3―308、住民票上の住所千葉市中央区大蔵寺町343番地4 コーポ東台B棟203号
破産者 千葉 稜介

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1165号

千葉県市川市行徳駅前4丁目22番22―610号（グランカーサ行徳）
破産者 藤森 藍

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係